

「桜井市移住支援金交付事業」の概要

目的

東京圏から市内への移住・定住の促進と中小企業における人手不足の解消するため

支給金額

単身移住で60万円、2人以上の世帯移住で100万円
※世帯員にいる18歳未満1人につき100万円

対象者

次の①の要件を満たす者のうち、②～⑥のいずれかの要件を満たす者かつ、世帯申請の場合は、⑦の要件を満たす者

- ① 移住等に関する要件 次に掲げるア～ウの要件を全て満たすこと。
ア 移住元に関する要件 イ 移住先に関する要件 ウ その他の要件
- ② 就業に関する要件
- ③ 専門人材に関する要件
- ④ テレワークに関する要件
- ⑤ 起業に関する要件
- ⑥ 関係人口に関する要件
- ⑦ 世帯に関する要件

国の改正内容

【抜粋】地域未来交付金(地域未来推進型(移住・企業・就業事業))の申請における注意事項(R8.1.22_内閣府地方創生推進事務局)

2. テレワーク要件について

- ・ テレワークタイプにおいて個人事業主を対象とする場合に、その事業の継続性を確認するため、必要となる提出書類を明記します。

市の改正内容

桜井市移住支援金交付要綱 (抜粋)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、移住支援金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書の写し(顔写真が貼り付けられたものに限る。)
- (2) 移住先の住民票(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員分)
- (3) 移住元の住民票の除票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員分)
- (4) 移住元における直近1年間の市区町村税の納税証明書
- (5) 支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書(第2号様式)
- (6) 別表第2に掲げる証明書類等
- (7) その他市長が必要と認める書類

別表第2 (第5条関係)

第3条第4号の要件に該当する者	就業証明書(移住支援金の申請用)(第3号様式(その2))
-----------------	------------------------------



桜井市移住支援金交付要綱(案) (抜粋)

別表第2 (第5条関係)

第3条第4号の要件に該当する者	<ol style="list-style-type: none">1 就業証明書(移住支援金の申請用)(第3号様式(その2))2 <u>個人事業主の場合は、業務委託契約書等、開業届の写し、申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類</u>
-----------------	---